

## 平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進	評価年月日	平成21年4月1日
総括部局及び総括課長名	自然環境局 総務課長 奥主喜美		

### ① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※359 ページ以降)		
政策(章)	2章	環境保全施策の体系	政策(章)	6章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進			
その他関連する個別計画	第三次生物多様性国家戦略				

※環境・循環型社会白書「平成 20 年度環境の保全に関する施策・平成 20 年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

### ② 施策について

施策の方針	生態系のもたらす恵みを将来にわたって継承するため、国土全体から地域までの様々なレベルにおいて、それぞれ多様な生態系及び動植物が保全され、持続可能な利用が図られる「自然と共生する社会」を実現する。									
	予算動向	H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>					
	金額(単位: 千円)	16,499,350	16,042,056	16,483,890						
	一般会計	16,499,350	16,042,056	16,153,890						
	特別会計			330,000						
施策を構成する具体的手段	<b>【基礎的施策の実施及び国際的取組】</b>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次生物多様性国家戦略に基づく施策の実施。</li> <li>・自然環境保全のための政策の策定に必要な情報の収集、整備及び提供。</li> <li>・生物多様性保全に関する国民への普及啓発、多様な主体の参画促進。</li> <li>・国際的枠組への参加等を通じた地球規模の生物多様性の保全。</li> </ul>									
	<b>【自然環境の保全・再生】</b>									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里地里山などの二次的な自然環境や藻場・干潟等の特性に応じた適正な保全。</li> <li>・国所管の原生自然環境保全地域・自然環境保全地域・国立公園等の原生的な自然及び優れた自然の適正な保全管理。</li> <li>・多様な主体の参加と連携により、失われた自然を積極的に再生する事業の実施。</li> </ul>									
	<b>【野生生物の保護管理】</b>									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生息環境等の調査による現状把握、及び「絶滅のおそれのある野生生物種のリスト(レッドリスト)」の作成。</li> <li>・「種の保存法」に基づく、希少野生動植物種個体の取扱規制、対象種ごとの保護増殖事業計画の策定。生息状況等の調査による現状把握。</li> <li>・「鳥獣保護法」に基づく野生鳥獣の適正な保護管理と狩猟の適正化。</li> <li>・「カルタヘナ法」に基づく遺伝子組換え生物の国内使用規制の実施。</li> <li>・「外来生物法」に基づく、外来生物の輸入規制、国内における飼養等規制の実施。</li> </ul>										
<b>【動物の愛護及び管理】</b>										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「動物愛護管理法」に基づき平成18年10月に策定された、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下、動物愛護管理基本指針)に基づく施策(基本指針検討・推進事業)の推進。</li> <li>・動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策(動物の適正飼養推進事業、個体識別措置推進事業等)の推進。</li> <li>・ペットフードの安全性の確保のための法的規制の整備。</li> </ul>										

### 【自然とのふれあいの推進】

- ・優れた自然環境を有する自然公園から、都市の身近な自然環境である国民公園まで、幅広いフィールドにおける施設整備。
- ・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保、自然とのふれあい行事や自然体験プログラムの提供、自然とのふれあいに関する情報の提供。
- ・「エコツーリズム推進法」及び「エコツーリズム推進基本方針」(平成 20 年 6 月閣議決定)を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。
- ・「温泉法」に基づく、温泉資源の保護対策、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正利用に係る検討・調査等の実施。



### ③ 施策の方針に対する総合的な評価

#### 【基礎的施策の実施及び国際的取組】

- 第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。
- 生物多様性条約第 10 回締約国会議の招致・開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。

#### 【自然環境の保全・再生】

- 原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後 5 年経過を受けた自然再生事業の進捗状況についての検証結果を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の一部変更が閣議決定された。
- 国立公園等について、我が国の生物多様性保全の屋台骨として、また、国民の自然とのふれあいの場として、適切に保護管理が進められた。また、生物多様性基本法の制定(平成 20 年 6 月)及び改正自然公園法施行後 5 年経過した際の見直し規定を踏まえ、中央環境審議会において自然公園法等の見直しを進めていたところ、平成 21 年 2 月に同審議会から「自然公園法の施行状況等を踏まえた必要な措置について」答申を受け、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律案を平成 21 年 3 月に閣議決定して、第 171 回国会に提出した。

#### 【野生生物の保護管理】

- レッドリストの第3次見直し作業に着手した。種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に 9 種を追加指定するとともに、生息状況が改善した 1 種を削除した。さらに、9 種について、新たに保護増殖事業計画を策定し、保護増殖事業を推進した。国指定鳥獣保護区の指定やラムサール条約湿地の新規登録(4箇所)などの各種施策を推進するとともに、カルタヘナ法施行後 5 年が経過したことから、法律の施行状況の検討を行ったほか、外来生物法に基づき特定外来生物の国内での定着防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。また、鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の見直しや、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査の拡大・強化を行うなど、人と鳥獣の関係の再構築に向けた取組に進展があった。

#### 【動物の愛護及び管理】

- 動物愛護管理に対する普及啓発の推進、自治体に対する技術的助言、さらに、動物の遺棄・虐待防止や所有者明示の推進を目的としたポスター等の作成・配布及び動物愛護センター等に収容された犬ねこの殺処分数を減少させていくための再飼養支援データベース・ネットワークシステムの整備等の取組により、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。
- 平成 20 年 6 月、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の検討等、平成 21 年 6 月の施行に向けて必要な業務を行い、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。

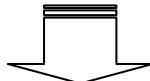
#### 【自然とのふれあいの推進】

- 自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備

の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちの育成が図られた。

○「エコツーリズム推進法」が平成20年4月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年6月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。

○温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進捗が見られた。



#### ④ 今後の主な課題

##### 【基礎的施策の実施及び国際的取組】

○依然として多くの動植物が絶滅の危機に瀕していること、沿岸部の埋立てや農地・林地の耕作等放棄が依然進行していることなどから、第三次生物多様性国家戦略に示された4つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する）に基づき、社会情勢の変化等を踏まえた生物多様性の状況把握と保全のための対応、国民への普及広報及び多様な主体の参画促進が必要。

○生物多様性条約第10回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的取組を一層充実させすることが必要。

○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成20年6月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を実施することが必要。

##### 【自然環境の保全・再生】

○国立公園や世界自然遺産地域などの原生的な自然環境、優れた自然及び里地里山などの二次的な自然環境、沿岸海域などの効果的な保全・管理について、目標達成のためのより効果的な手法の検討が必要。

○地域の多様な主体の参画による自然再生事業の着実な実施が必要。

##### 【野生生物の保護管理】

○レッドリストの定期的な見直しと、そのための継続的な情報の収集。

○種の保存法に基づく捕獲等の規制や希少種の流通の適正化や、トキの野生復帰事業を始めとした保護増殖事業等のさらなる推進。

○鳥獣保護法に基づく具体的施策や野生鳥獣の感染症等のモニタリングの実施

○渡り鳥等の保護に係る二国間条約・協定や多国間パートナーシップ等の国際的な枠組みによる、生態系ネットワークの形成、ラムサール条約湿地の登録や保全等の推進。

○新たな形質の遺伝子組換え生物による生物多様性への影響評価の適切な実施の推進。

○特定外来生物の国内での定着防止や定着したもののが防除のさらなる推進。

##### 【動物の愛護及び管理】

○ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策。

○動物愛護センター等に収容された動物の殺処分数を減少させていくための、再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加、都道府県等による動物の適正譲渡の推進とそのための施設整備に関する支援。

○動物の所有者明示を推進するための、マイクロチップによる個体識別措置の普及・推進。

○動物愛護管理について、更なる法律等の周知及び国民への普及啓発の強化。

○ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備。

##### 【自然とのふれあいの推進】

○国立公園における自然体験活動の充実及び解説に携わる人材の育成・確保。

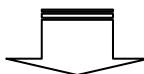
○地域資源の持続的な保全・活用(エコツーリズムの推進)及び情報提供の質及び利便性の向上。

○環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえた施設整備の重点的・計画的

推進。

○温泉法の改正内容等の適正な運用の推進。

○温泉の持続的かつ適正な利用を図り、また魅力ある温泉地づくりを支援するための取組の推進。



## ⑤ 今後の主な取り組み

### 【基礎的施策の実施及び国際的取組】

○第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を推進する。

平成 20 年度からの継続的な取組として、生態系総合監視システムの構築、海洋生物多様性情報の収集整備、我が国の生物多様性の総合評価、国民への普及啓発、多様な主体の参画促進、アジア太平洋地域における生物多様性情報の整備・共有に係る事業を推進する。あわせて、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を一層推進させるため、必要な定員を要求する。

○引き続き生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催とその成功に向け、国際的なリーダーシップを發揮しつつ積極的な貢献を行うべく、アジア各国をはじめ各締約国、関係省庁や地元(愛知県、名古屋市)との連携の強化や、多様な主体に対する参画の呼びかけ等の取組を進める。

○生物多様性国家戦略の法定化、生物多様性白書の国会提出など平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法に基づいた施策を進める。

### 【自然環境の保全・再生】

○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。また、国立・国定公園等の指定地域を総点検し、全国的な指定の見直し・再配置を進める。あわせて、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。

○世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、新たな世界自然遺産への推薦及び登録を目指した取組を進めることとし、関係省庁との連携や自然環境データの蓄積を一層強化する。

○自然再生に関する国民への普及啓発活動を推進するとともに、地域住民や NPO 等に対する支援の充実を検討する。

○多様な主体による里地里山の持続的な利用・管理に必要な方策を検討する。また、世界での自然共生社会の実現のため、生物多様性の保全と持続的な利活用モデルとして「SATOYAMA イニシアティブ」を世界に提案する。

○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。

○国立公園等の生物多様性保全や海域における風景等の保護と利用を適正に進めるほか、生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。

### 【野生生物の保護管理】

○レッドリストの見直し結果を踏まえ、特に保護の優先度が高い種について詳細な調査を行った上で、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への指定を含む適切な対応を行う。

○トキの野生復帰に向けた放鳥の継続、ヤンバルクイナの生息域外保全の開始など、保護増殖事業の着実な推進を図る。

○鳥獣保護法等に基づく具体的な施策を展開するとともに、野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を拡大・強化して実施し、野生鳥獣の保護管理を強化し、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

○ラムサール条約湿地の保全等に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。

○遺伝子組換え生物に関する最新の知見を収集するとともに、これら知見を反映した遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価を推進する。

○特定外来生物の国内での定着防止の実施に必要な輸入・飼養等の規制及び防除事業の実施を進める。

### 【動物の愛護及び管理】

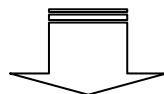
○動物の愛護、適正飼養に関する一層の普及啓発を図るほか、都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識、技能の向

上を図るため講習会を実施する。

- 再飼養支援データベース・ネットワークシステムの参加自治体数の増加(前年度比10增加の70自治体)、システムのより一層の充実(相互リンクの充実等)を図るとともに動物適正譲渡講習会を開催する。
- 都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
- マイクロチップを始めとする個体識別措置の一層の推進を図る。
- ホームページや各種パンフレット等の活用により、動物愛護管理法等について国民への一層の周知、普及啓発を図る。
- ペットフードの安全性に関する知見の収集及び更なる基準・規格の検討を行う。
- ペットフード安全法施行のための体制整備を行う。

#### 【自然とのふれあいの推進】

- パークボランティアなどの人材の育成・確保を図るとともに、子ども達が感じる原体験を始め自然体験の機会や情報を積極的に提供する。
- エコツーリズム推進法及びエコツーリズム推進基本方針を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、セミナー等による普及啓発、ノウハウ確立、人材育成、全体構想の認定地域に対する重点的広報等を総合的に実施する。
- 環境教育・環境学習、自然環境の保全・再生及びユニバーサルデザインの視点を踏まえ、省エネルギー設備の導入、木材等の自然素材の活用等にも配慮しつつ、施設整備の重点的・計画的な推進を図る。
- 温泉法の改正内容等の適正な運用を図るための各種施策を推進する。
- 温泉の持続的かつ適正な利用を図るため、禁忌症及び適応症に関する検討調査のや大深度掘削泉からの揚湯による温泉資源や周辺地盤等への影響調査など中央環境審議会答申において指摘された検討調査を継続実施する。



施 策 の 方 向 性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
	⑤	定員要求を図る

今後の 施策の 方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④、⑤

#### ⑥ 当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 5-1	基盤的施策の実施及び国際的取組
	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	6章1節 生物多様性国家戦略及び生物多様性条約 COP10 6章5節 地球規模の視点を持って行動する取組
関係課・室	自然環境計画課、野生生物課
指標の名称及び単位	①(間接)モニタリングサイト設置数[箇所]

指標年度等		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値			
指標	①	406	618	800	1,016	1,023	H19 年	1,000			
目標を設定した根拠等	基準年	H14 年度		基準年の値	0						
	根拠等	第二次生物多様性国家戦略及び第三次生物多様性国家戦略									
評価・分析	<p><b>達成の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第三次生物多様性国家戦略に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向か一定の進展があった。</li> <li>○生物多様性条約第 10 回締約国会議の招致・開催に向けた情報収集や他国への働きかけ等の取組を推進した。</li> </ul> <p><b>【必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承し、自然と人間との調和ある共存が確保された「自然と共生する社会」を構築するために、第三次生物多様性国家戦略(平成 19 年 11 月)に基づき、着実な成果をあげていくことが必要である。</li> <li>○生物多様性の保全は人類共通の課題であり、世界的に生物多様性の喪失が進行していることから、国際的枠組み等を活用しつつ、国際的連携の強化を図るとともに、生物多様性分野における国際的なリーダーシップを發揮していく必要がある。</li> </ul> <p><b>【有効性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性施策の基礎となる自然環境の基盤情報として、植生、動植物分布、浅海域データ等が着実に蓄積され、生態系のきめ細かな管理を進める上で効果的な事業の実施に寄与できた。</li> <li>○モニタリングサイトの設定について、平成 19 年度に目標値を達成した後も、適切な配置に留意し、さらにサイト配置を行い、計 1,023 サイトを設置するなど、進展があった。</li> <li>○サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO 等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。平成 21 年 1 月 30 日・31 日には、東アジア及びオーストラリア各国の渡り鳥の有識者による専門家会合及び国際シンポジウムを福岡県において開催した。本会合及びシンポジウムではガンカモ類及びシギ・チドリ類の現在の生息状況を共有し、より精度の高いデータ収集と情報共有化に向けた課題を抽出して、その解決に向けたアジア地域における国際連携のあり方を探ることができた。</li> <li>○「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」を開催(平成 20 年 11 月:東京)するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを發揮した。</li> <li>○SATOYAMA イニシアティブ国際ワークショップを開催(平成 21 年 3 月:東京)するなど、生物多様性条約第 10 回締約国会議に向け、アジアを中心農村社会における二次的な自然資源の持続可能な管理・利用の方法について、情報交換と議論を行った。</li> <li>○平成 20 年 10 月-11 月に開催されたラムサール条約第 10 回締約国会議において決議案「湿地システムとしての水田における生物多様性の向上」を韓国政府と共同で提出し、その採択を実現させ、稻作文化を有する地域に対して生物多様性の保全をアピールした。</li> </ul> <p><b>【効率性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○第三次生物多様性国家戦略では、様々な要素を勘案した上で目標達成のための道筋及び様々な主体の連携が整理されており、今後の施策を円滑かつ効率的に進めることが可能となっている。</li> </ul>										



<今後の展開>	
○第三次生物多様性国家戦略に示された各種施策を展開する。特に、我が国の生物多様性の総合評価の実施や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化、生物多様性に関する技術開発の推進等を行う。	
○第三次生物多様性国家戦略を踏まえつつ、我が国の自然環境の状況について、より一層充実した情報の整備を図るための取組を推進する。	

- 引き続き生物多様性条約第10回締約国会議の開催に向けた取組を行う。また、生物多様性条約第10回締約国会議で議論される次期世界目標の設定等主要な議題についての議論をリードするため、情報の収集、整備、発信等を行う。
  - 平成20年11月の「国際サンゴ礁保護区ネットワーク会議」等において合意した、東アジアを中心としたサンゴ礁保護区ネットワーク戦略の策定に向けた取組を行うなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを發揮する。
  - 世界各地での自然共生社会の実現のため、アジア各国等と協調し、人と自然の共生、そして生物多様性保全とその持続的な利活用のモデルとして「SATOYAMAイニシアティブ」を世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。
  - 生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略を閣議決定し、関連施策を総合的かつ計画的に推進する。生物多様性白書を国会に提出するとともに、国民に生物多様性に関する施策を広く公表する。



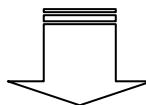
## 評価・分析

- 度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。
- 特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。
- 生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。
- かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。このため、地域住民、専門家、NPO 等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。

### 【有効性】

- 国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、29地域であり、全地域(57地域)で点検を実施するという目標に対して51%の達成率となっている。達成率が51%にとどまっている原因是、国立公園は土地所有に関係なく指定し、法に基づく各種行為規制を課すことにより、当該地の風致景観を保護する制度であるため、公園計画の点検作業に当たっては、他の公益との調整に多大な時間を要する場合が多く、当初の目標年度までに点検作業を終えることができない場合があるからと考えられる。
- 全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始した吉野熊野国立公園の西大台地区において、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を推進した。
- グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。
- 広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、尾瀬、白山等6つの国立公園で管理運営体制の再構築に向けたモデル的取組を実施した。
- 地域と共に存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。
- 海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討調査業務」を実施し、自然公園法改正に向けた海域の国立・国定公園の保全及び利用上の課題等を整理し、国立公園として保全すべき海域について検討した。
- 世界自然遺産登録の際に受けた勧告に着実に対応した「知床」については、平成20年7月の第32回世界遺産委員会で高い評価を受けた。また、保全管理の拠点施設として知床世界遺産センターを整備し、管理充実を図った。
- 里地里山等については、これまで実施してきた里地里山保全・再生モデル事業の成果により、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークの形成が図られた。
- 干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟、藻場、マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。
- 自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。
- 自然再生推進法の運用を推進することにより、平成20年度未現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計20箇所(20年度単年度に1箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が19箇所で策定され、自然再生事業実施計画が17件(20年度単年度に3件)主務大臣に送付されている。

評価・分析	<b>【効率性】</b>
	<p>○我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。</p> <p>○湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の科学的な調査結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る検討を進めることは効率的かつ効果的である。</p> <p>○自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。</p> <p>○自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO 等が主体となった自然再生を効率的に推進している</p>



<b>&lt;今後の展開&gt;</b>
<p>○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。</p> <p>○公園計画の見直しを円滑に進めるために、各地方環境事務所国立公園・保全整備課長及び同国立公園企画官会議等において、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底することとする。また、都道府県自然公園行政担当者会議等において、都道府県に対し、必要な情報提供や調整への協力を求めることする。</p> <p>○自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準、調査指針等の見直しを行う。国立・国定公園の指定状況についても、重点地域を定め、計画的に全国的な見直しを行う。</p> <p>○生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。</p> <p>○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施する。そのため、平成 20 年度に実施した尾瀬や白山等のモデル的取組を継続するとともに、新たに日光等 2 つの地域においてもモデル的取組を開始する。</p> <p>○地域と共に存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。</p> <p>○平成 19 年 4 月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成 20 年 3 月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について検討を行う。</p> <p>○世界自然遺産地域（知床、白神山地、屋久島）に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、世界自然遺産の推薦候補地として選定された 2 地域（小笠原諸島、琉球諸島）の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。</p> <p>○多様な主体が里地里山地域を管理し、持続的に利用する優良事例を収集・整理・分析・発信するとともに、他の地域にも適用可能な枠組みの構築に必要な検討を行う。</p> <p>○多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。</p> <p>○自然再生推進法の施行後 5 年経過を受けた法施行状況及び必要な措置の検討結果を踏まえ、平成 20 年 10 月に自然再生基本方針の変更の閣議決定を実施した。今後これらを踏まえ、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援等を着実に推進する。</p>



## 評価・分析

○高病原性鳥インフルエンザについては、家禽や人への感染が懸念され国民生活や産業経済への影響が甚大であることから、国による野生鳥獣の感染症対策実施の必要性は高い。

### 【有効性】

○継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。

○国内希少野生動植物種の指定及び削除、保護増殖事業計画の策定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。

○鳥獣保護法に基づく希少鳥獣の指定や指定解除等を行うとともに、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る都道府県鳥獣行政担当部局等の対応技術マニュアル」を取りまとめ、全国規模での野鳥のモニタリングを実施するなど野生鳥獣の保護管理上進歩が見られた。

○新たに3箇所の国指定鳥獣保護区を指定するとともに、1箇所の拡大、5箇所の更新を行い、国指定鳥獣保護区箇所数は69となった。目標値に対する達成率は78%となり前年度より向上したもの、目標の達成には到っていない。その原因是、鳥獣保護区は、法に基づく各種行為規制を課すことにより当該地の鳥獣を保護する制度であるため、指定にあたっては、他の公益との調整に多大な時間を要することが多いためと考えられる。

○新たに4箇所のラムサール条約湿地を登録するとともに、1箇所の拡大を行い、渡り鳥の飛来地等の保全に進歩が見られた。

○カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち競合性、有害物質の產生性、交雑性等の観点から総合的に生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。

○外来生物法に基づいて、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が進歩し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。

### 【効率性】

○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。

○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った施策の推進により外来生物等の対策の効率性が高まる。



## <今後の展開>

○特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への推進を含めた対応を進める。

○トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。

○鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。

○鳥獣保護区指定計画に記載した箇所の指定を着実かつ円滑に進めるため、各地方環境事務所野生生物課長会議等において、情報の共有、計画的な作業の実施及び早期の関係機関等との調整を指示・徹底する。また、都道府県野生生物行政担当者会議等において、都道府県に対し、指定等に際して必要な情報提供や調整への協力を求める。

○野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。

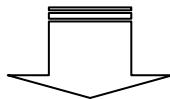
○ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、国際的な枠組みを活用して渡り鳥等の保護を進める。

○カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施する。

○特定外来生物等の輸入・飼養等の制限、防除事業の実施等を進める。



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立し、基準規格の設定等ペットフードの安全確保の体制整備を行った。本法案が施行されれば、ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者に対し必要な規制をかけ、ペット(犬及びねこ)の健康を保護することが可能となる。</li> </ul> <p><b>【効率性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○動物の愛護と適正な管理について、動物愛護週間中央行事の開催やパンフレットの配布等を環境省(地方環境事務所を含む)、地方公共団体だけでなく、民間団体と連携して行い、また、政府広報やテレビ等の多種の媒体を積極的に活用することで、より多くの国民に向け、効率的に普及啓発を行うよう努めた。</li> <li>○再飼養支援データベース・ネットワークシステムについては、インターネットを活用し、地方公共団体や民間団体との役割分担のもと、システムへの参加自治体数の増加を図る等して効率性の向上に努めた。</li> <li>○「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」は、全国に広く流通するペットフードの安全性を効率的に確保するため、農林水産省と共管とし、両省の地方支分局を活用し運用することとしている。</li> </ul>
--	--



<b>&lt;今後の展開&gt;</b>	
	○動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官民の連携強化等の取組に対する支援等を幅広く推進する。
	○動物愛護管理基本指針に基づく施策の進捗状況の点検等を実施する。
	○引き続きマイクロチップを始めとする個体識別措置の普及啓発等を実施するとともに、全国数カ所でマイクロチップの普及推進を目的としたモデル事業を行う。
	○再飼養支援データベース・ネットワークシステムへの参加自治体数の増加及びシステムの一層の充実等を図るとともに、都道府県等による動物の適正譲渡の推進を目的とした講習会を開催する。 <a href="http://www.jawn.go.jp/">【http://www.jawn.go.jp/】</a> （収容動物データ検索サイト）】
	○都道府県等における動物の収容・譲渡対策施設の整備に関する補助を行う。
	○都道府県等の動物愛護管理担当職員の知識や技能の向上を目的とした講習会を開催する。
	○ペットフードの安全性に関する更なる基準・規格の策定の検討、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」の実施に必要な地方支分局での体制整備及び適正な給餌の在り方等について動物の飼養者に対する普及啓発を行う。

目標 5-5	<b>自然とのふれあいの推進</b>
	自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成・確保や自然とふれあうための機会や情報の提供、温泉の適正な利用等を通じて、自然とのふれあいを求める国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にする気持ちを育成する。
環境・循環型社会白書における位置づけ	第6章第6節 自然とのふれあいの推進
関係課・室	自然ふれあい推進室、自然環境整備担当参事官室
指標の名称 及び単位	① エコツアーグループの年間アクセス件数[件] ② (参考)自然公園等利用者数[千人] ③ (参考)パークボランティア登録人数／地区数[人/地区] ④ (参考)子どもパークレンジャー参加者数[人] ⑤ (参考)インターネット自然研究所のアクセス数(1月のアクセス数)[件] ⑥ (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数[人]

指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値
指標	① 319,472	606,977	831,208	871,229	集計中		21 年度末時点で 17 年度比 50% 増
	② 908,118	905,269	905,668	916,845	集計中	—	—
	③ 1,737/38	1,825/40	1,815/40	1,793/40	1,715/40	—	—
	④ 834	840	1,515	2,191	1,195	—	—
	⑤ 1,163,618	1,321,705	1,277,642	1,383,660	集計中	—	—
	⑥ 15,098,986	14,725,041	14,415,086	11,699,874	集計中	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	—	基準年の値	—			
評価・分析	<p><b>【達成の状況】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然とのふれあい活動のサポート、自然とふれあうための機会や情報の提供、人材育成、自然とのふれあいの場の整備の推進により、自然とのふれあいを求める国民のニーズに応えるとともに、自然とのふれあい活動を通じて自然への理解を深め、自然を大切にする気持ちの育成が図られた。</li> <li>○「エコツーリズム推進法」が平成 20 年 4 月に施行され、また、法に基づく「エコツーリズム推進基本方針」が同年 6 月に閣議決定されたことによりエコツーリズムに関する一定のルールの確立がみられたことと、エコツーリズムの取組に対する情報の提供や人材育成、セミナー等の開催によるエコツーリズムの普及啓発に努めたことが相まって、エコツーリズムに関する取組の拡大、浸透が図られた。</li> <li>○温泉法施行規則の一部改正や温泉資源の保護に関するガイドラインの策定等により、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止対策、温泉資源保護対策など、温泉行政に関する制度の見直し等について大きな進歩が見られた。</li> </ul> <p><b>【必要性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境問題への関心の高まりに加え、余暇時間の拡大、都市化や高齢化の進行等により、優れた自然風景や野生生物等とのふれあいを求める国民のニーズが高まっており、これらニーズに対応する施策の必要性は高い。</li> <li>○自然とのふれあいについては、資源を持続的に保全しつつ、利用の質の向上を図るために行政の継続的な支援や普及・啓発等が不可欠である。今後とも、人材育成や自然体験活動のよりよい手法の模索等、質の高い自然ふれあい活動の提供を行っていくことが必要である。</li> <li>○利用の基盤となる公益性の高い施設整備を行政が行い、他の収益性のある事業を民間団体が国等の認可を受けて実施している。また、国立公園の利用拠点等の整備を国が直轄事業として実施し、国定公園の利用拠点等の整備を地方公共団体が実施している。以上の役割分担のもと、行政が担うことが必要な範囲で施設整備を行っている。</li> <li>○国民の温泉への関心が高まる中、温泉資源保護対策や温泉の掲示内容等に関する多様なニーズへの的確かつ迅速な対応を図ること、また、温泉地を訪れる国民に自然資源である温泉の利用を広く享受させるための基盤を整えるなど、国による施策の必要性は高い。</li> <li>○国民の安全・安心の確保のため、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止について、国による施策が必要である。</li> <li>○保護、災害の防止及び適正な利用によって確保される自然資源であり観光資源でもある「温泉」の恵澤は、国民の公共の福祉の増進に寄与するものであり、国が全国的な見地から調査研究を実施する必要がある。</li> </ul> <p><b>【有効性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○エコツアーグループの総観光客数は、順調に増加(H17 年度: 606,977 件 → H20 年度: 1,282,362 件)し、多くの国民に対して情報の提供を行っている。</li> <li>○自然公園指導員やパークボランティアなど、自然とのふれあいをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、都道府県等に自然に親しむ期間中の自然とのふれあいの推進を呼びかけ、自然観察会の実施、ホームページやガイドブックでの情報の提供等、自然への理解と関心を高めるための取組を積極的に実施し、自然ふれあい活動に寄与している。</li> <li>○エコインストラクターの育成やセミナー等の開催を通じ、エコツーリズムの取組を支援し、優れたエコツーリズムが実践される土台づくりに努めている。エコツーリズムの実践により、旅行者や住民の意識が高まり、</li> </ul>						

環境保全はもとより、新たな観光需要を起す観光振興、雇用の確保や経済普及効果による地域振興、環境教育の場としての活用など、様々な効果に寄与している。

○自然公園の利用者数は年間延べ9億人を超えており、安全で快適な利用施設を整備する等の事業は、自然学習・体験に積極的に参加する動機付けとなることから、自然とのふれあいの推進に有効な施策である。

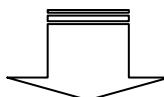
○可燃性天然ガスによる災害の防止に関する技術基準等を定めた温泉法施行規則の改正等により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止等が図られ、また、温泉資源の保護に関するガイドラインの策定により温泉資源の保護対策の推進が期待される。現在約1,170万人の利用がある国民保養温泉地の年間延べ宿泊利用者数の維持・増加を目指し、さらに魅力ある温泉地の形成や観光の振興に寄与することは、温泉の公共的な利用上有効である。

#### 【効率性】

○自然とふれあう機会や情報の提供、自然とのふれあい活動のサポートなどについては、Webサイトエコツアーグループのアクセス件数の順調な増加に見られるように情報の提供とサポートの効率性を高めている。

○施設整備に際して、費用便益分析等の事業評価を実施し、コスト面からも有効性の高い効果がある事業を実施するなど、事業実施に当たっての効率性の向上に努めている。

○温泉行政に関する制度の見直しやわかりやすい掲示方法・掲示内容の検討など国民の温泉に対するニーズの多様化に対応した施策を推進することにより、自然資源である「温泉」を利用した国民保養温泉地等における宿泊利用人員数を維持するとともに、温泉の資源保護、可燃性天然ガスによる災害対策や適正利用の効率性を高めている。



#### <今後の展開>

○自然とのふれあいを求める国民のニーズは依然として高いことから、誰もが快適に自然の魅力を享受できるよう国立公園の利用拠点である集団施設地区におけるユニバーサルデザイン化を推進する。

○エコツーリズム推進基本方針に基づき、エコツーリズム推進法の適正かつ効果的な運用を図る。

○温泉法の改正内容等の適正な運用を図るために、温泉成分分析に関する講習会を実施し、また、可燃性天然ガスによる災害防止対策の普及啓発を図る。

○温泉の資源保護及び適正な利用のため、大深度掘削泉や未利用源泉に関する調査等を含めた「温泉資源の保護対策等に関する検討調査」などを引き続き、積極的に展開する。

#### ⑦ 予算事項(事務事業)について

##### 当該施策に関する主な法律・税制等

5-1

○生物多様性基本法(平成20年法律第58号)

○自然環境保全法(昭和47年法律第85号)

○自然公園法(昭和32年法律第161号)

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)

○二国間渡り鳥等保護条約(日米:昭和49年条約第8号、日豪:昭和56年条約第3号、日中:昭和56年条約第6号、日露:昭和63年条約第7号)

○ワシントン条約(昭和55年条約第25号)

○ラムサール条約(昭和55年条約第28号)

○生物多様性条約(平成5年条約9号)

○生物多様性条約第10回締約国会議等に関する閣議了解(平成19年1月16日)

○第三次生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)

5-2

○生物多様性基本法(平成20年法律第58号)

- 自然再生推進法(平成 14 年法律第 148 号)
- 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)
- 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
- 海洋基本法(平成 19 年法律第 33 号)
- 海洋基本計画(平成 20 年3月 18 日閣議決定)

5-3

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法) (平成 4 年法律第 75 号)
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法) (平成 14 年法律第 88 号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法) (平成 15 年法律第 97 号)
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法) (平成 16 年法律第 78 号)
- ワシントン条約(昭和 55 年条約第 25 号)
- ラムサール条約(昭和 55 年条約第 28 号)
- 生物多様性条約カルタヘナ議定書(平成 15 年条約第 7 号)

5-4

- 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律 105 号)
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成 20 年法律第 83 号)

5-5

- エコツーリズム推進法(平成 19 年法律第 105 号)
- 障害者基本計画(平成 14 年 12 月 24 日 閣議決定)
- 観光立国推進基本計画(平成 19 年 6 月 29 日閣議決定)
- 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)

目 標 番 号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20 当初	H21 当初	H22 反映
5-1	①自然環境保全対策共通経費 (H21 名称変更の上統合: 生物多様性保全等共通経費) (H21:生物多様性保全等共通経費(統合))	182,273	173,793	→
	②自然環境保全基礎調査費	332,440	249,914	↑
	③(H21名称変更:地球規模生物多様性モニタリング推進事業費)	280,159	297,198	↑
	④生物多様性情報システム整備推進費 (H22名称変更: 地球規模生物多様性情報システム整備推進費)	57,109	55,589	↑
	⑤生物多様性センター維持運営費	76,054	75,051	↑
	⑥国土生態系ネットワーク形成推進費	29,400	—	—
	⑦アジア地域における生物多様性保全推進費	45,414	40,402	↑
	⑧アジア地域渡り鳥等国際共同研究推進費	20,289	15,939	↑
	⑨第 10 回生物多様性条約締約国会議開催準備経費 (H21 名称変更)	5,377	42,376	×
	⑩国際自然保護連合分担金	1,386	1,301	→
	⑪国際自然保護連合拠出金	7,113	6,610	→
	⑫アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業	59,628	52,582	→
	⑬アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進事業(H21:5-1③に統合)	9,924	—	—
	⑭生物多様性条約拠出金	19,978	28,511	↑

	⑯「いきものにぎわいプロジェクト」推進費	49,762	23,752	↑
	⑰生物多様性総合評価推進費	23,562	39,603	→
	⑱生物多様性国際イニシアティブ推進調査費	16,741	26,281	→
	⑲生物多様性保全推進支援事業	100,000	130,000	↑
	⑳海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費	20,000	18,490	↑
	㉑生物多様性国際対話推進費	—	40,000	→
	㉒生物多様性基本政策推進事務費	—	9,384	↑
	㉓生物多様性関連技術開発等推進事業費	—	36,000	→
	㉔自然環境保全のための土地の確保手段に関する検討調査費	—	4,400	→
	㉕アジア保護地域パートナーシップ構築事業	—	4,629	↑
	㉖原生的な自然環境の危機対策事業	—	—	新
	㉗都市内の森林による生物多様性の確保促進に関する検討調査費	—	—	新
	㉘国際生物多様性年関連経費	—	—	新
	㉙生物多様性条約締約国会議参画推進費	—	—	新
	㉚生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係費	—	—	新
5-2	①自然公園等維持管理等共通経費(5-1①に統合)	87,064	—	—
	②遺産地域等貴重な自然環境保全推進費 (H21名称変更)	98,887	—	—
	②-1世界自然遺産地域の順応的保全管理費(H21名称変更)	—	48,158	↑
	②-2世界自然遺産登録推進調査費(H21名称変更)	—	30,479	↑
	③山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	150,000	120,000	→
	④国立公園管理計画等策定調査費	14,215	13,955	→
	⑤国立公園利用適正化システム策定費	23,267	23,384	→
	⑥国立公園等民間活用特定自然環境保全活動(グリーンワーカー)事業費	288,000	270,000	→
	⑦やんばる地域国立公園指定推進調査費	6,345	6,384	→
	⑧地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費	10,000	5,000	↑
	⑨国立公園内生物多様性保全対策費	44,196	54,743	↑
	⑩特定民有地買上事業費	100,644	244,259	↑
	⑪景観形成推進事業	13,318	11,679	→
	⑫広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業	31,807	25,905	×
	⑬国立・国定公園総点検事業	44,017	37,757	→
	⑭サンゴ礁保全行動計画策定事業費	19,069	16,814	→
	⑮自然再生活動推進費	39,348	34,973	↑
	⑯生物多様性センター整備費	60,000	47,901	↓
	⑰海域の国立・国定公園保全管理強化事業費	10,000	6,044	↑
	⑱SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	125,784	91,623	↓

	⑯国連大学拠出金(国際 SATOYAMA イニシアティブ構想推進事業)	-	110,000	↑
	⑰奄美地域国立公園指定推進調査費	-	24,000	→
	⑱国立公園等における協働型管理運営推進事業	-	-	新
5-3	①鳥獣等保護行政共通経費(5-1①に統合)	41,948	-	-
	②トキ生息環境保護推進協力費	23,384	23,691	→
	③ワシントン条約対策費	9,405	9,346	→
	④野生生物との共生推進費	17,706	15,005	↓
	⑤特定野生生物保護対策費	146,123	154,879	↑
	⑥希少野生動植物種保存対策費	9,590	9,576	→
	⑦カルタヘナ議定書対策事業	-	24,529	→
	⑧希少野生動植物種生息地等保護区管理費	14,979	14,201	→
	⑨鳥獣保護基盤整備費	58,655	48,629	↑
	⑩希少種保護推進費	261,614	279,318	→
	⑪野生生物保護管理施設等整備費	67,837	282,652	↑
	⑫野生生物保護センター等維持費	110,504	121,370	→
	⑬野生鳥獣情報整備事業費	60,943	52,921	→
	⑭国際湿地保全連合分担金	7,639	6,662	→
	⑮国指定鳥獣保護区対策費	15,395	22,473	→
	⑯鳥獣保護管理対策費	103,059	86,219	→
	⑰国立公園における大型獣との共生推進費 (H20 名称変更:国立公園等における大型獣との共生推進費)	43,958	51,344	↑
	⑲野生鳥獣感染症対策事業費	81,408	90,527	↑
	⑳国指定鳥獣保護区管理強化費	34,523	36,833	→
	㉑国指定鳥獣保護区管理指針検討調査事業	5,496	-	-
	㉒カルタヘナ議定書事務局拠出金	6,167	6,367	↑
	㉓遺伝子組換え生物対策事業	49,724	34,095	→
	㉔外来生物対策管理事業費	49,325	28,764	→
	㉕外来生物飼養等情報データベースシステム構築費 (H20 名称変更:外来生物飼養等情報データベースシステム運用費)	29,625	15,467	→
	㉖外来生物対策管理事業地方事務費	41,560	41,299	→
	㉗特定外来生物防除等推進事業	327,736	327,487	→
	㉘野生生物専門家活用事業費	31,475	31,031	→
	㉙外来生物戦略調査事業費	9,345	11,493	→
	㉚外来種防除促進のための実務者会合費	-	-	新
5-4	㉛調査連絡事務費	6,349	8,103	→
	㉜飼養動物との共生基盤強化事業	25,946	24,935	→
	㉝基本指針検討・推進事業	13,023	13,066	↑
	㉞動物の適正飼養推進事業費	7,817	-	-

	⑤飼養動物の安全・健康保持推進事業	10,000	10,000	↑
	⑥個体識別措置推進事業 (H21名称変更:マイクロチップ普及推進モデル事業)	26,993	—	—
	⑦動物愛護管理推進事業	10,255	10255	→
	⑧マイクロチップ普及推進モデル事業	—	10,000	→
	⑨動物収容・譲渡対策施策整備費補助	—	100,000	→
	⑩愛がん動物用飼料安全対策費	—	35080	→
5-5	①自然環境学習指導者育成事業費	4,778	—	—
	②自然公園等利用ふれあい推進事業経費	4,540	3,330	→
	③自然ふれあい体験学習等推進事業費	4,608	4,608	→
	④エコツーリズム総合推進事業費	134,018	126,241	↑
	⑤「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	26,367	21,482	→
	⑥自然公園等利用推進事業費	5,921	3,929	→
	⑦自然公園等事業に必要な経費	9,413,367	10,502,310	↑
	⑧自然環境整備交付金に必要な経費	1,400,000	1,358,000	→
	⑨温泉の保護及び安全・適正利用推進費	29,206	28,029	→
	⑩インターネット自然研究所バージョンアップ事業費(H22:5-1④に統合)	49,818	49,818	×

#### ⑧ 終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
5-1-⑨	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-1-⑦国際生物多様性年関連経費、⑧生物多様性条約締約国会議参画推進費、⑨生物多様性条約第10回締約国会議及びカルタヘナ議定書第5回締約国会議関係費において、継承、発展させていく。
5-2-⑫	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-3-①国立公園等における協働型管理運営推進事業において継承、発展させていく。
5-5-⑩	新規事業項目に事業内容を継承し、発展的に終了。	5-1-④地球規模生物多様性情報システム整備推進費において継承、発展させていく。

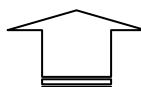
#### ⑨ 特記事項

<政府重要政策としての該当>
<当該施策に関する府省庁>
目標5-5 総務省消防庁、厚生労働省、経済産業省原子力安全・保安院、国土交通省 (温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策関係省庁連絡会議)
<昨年度評価書からの変更点>

#### ⑩ 各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	5-1①	(間接)モニタリングサイト設置数
	5-2①	(間接)国立公園計画の点検実施済地域数
	5-2②	(間接)自然再生推進法に基づく協議会数
	5-2③	(間接)環境省の自然再生事業実施地区数

	5-3① (参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3② (参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3③ (参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合
	5-3④ (参考)保護増殖事業計画数
	5-3⑤ (参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数
	5-3⑥ (参考)特定外来生物指定種類数
	5-4① (間接)都道府県等による犬ねこの引取り数
	5-5① エコツアー総覧の年間アクセス件数
	5-5② (参考)自然公園等利用者数
	5-5③ (参考)パークボランティア登録人数／地区数
	5-5④ (参考)子どもパークレンジャー参加者数
	5-5⑤ (参考)インターネット自然研究所のアクセス数
	5-5⑥ (参考)国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
指標の解説	<p>5-1-①:モニタリングサイトとは、全国の自然環境の変化を早期に把握することを目的として、指標種やその生息環境等の長期的モニタリングを行う定点をいい、自然環境の変化を的確に把握するため、全国に1,000箇所程度設置するものである。</p> <p>5-2-①: 29の国立公園は57の地域に分けられ、それぞれの地域毎に公園計画が作成されている。公園計画については、国立公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応して、概ね5年毎に見直すこと(公園計画の点検)とされているため、過去5年間に点検を実施した地域数を指標とする。</p> <p>5-2-②:自然再生推進法第8条に基づく協議会数</p> <p>5-2-③:自然再生事業を実施している地区数(環境省直轄事業、環境省交付金事業)</p> <p>5-3-①:レッドリストの分類群のうち、脊椎動物分類群(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び汽水・淡水魚類)に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及び絶滅危惧II類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-②:レッドリストの分類群のうち、昆虫分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及び絶滅危惧II類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-③:レッドリストの分類群のうち、維管束植物分類群に係る評価対象種数に対する、同分類群において絶滅のおそれのある種(絶滅危惧I類及び絶滅危惧II類)に該当する種数の割合</p> <p>5-3-④:種の保存法第45条に基づき、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長が策定した保護増殖事業計画の総数</p> <p>5-3-⑤:鳥獣保護法第28条に基づき国の指定した鳥獣保護区の面積及び箇所数</p> <p>5-3-⑥:外来生物法第2条に基づき指定された特定外来生物の種類数</p> <p>5-4-①:都道府県等において引き取った犬ねこの数</p> <p>5-5-①:エコツアー事業者、宿泊施設等の環境省が支援する情報配信ホームページの年間アクセス数</p> <p>5-5-②:国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の利用者数</p> <p>5-5-③:自然観察や利用者指導等を行うパークボランティアの一地区当たりの登録人数</p> <p>5-5-④:環境省と文部科学省が連携して実施する子どもパークレンジャー事業へ参加した小中学生の数</p> <p>5-5-⑤:インターネット自然研究所のホームページへのアクセス数(毎年度1月期)</p> <p>5-5-⑥:自然とのふれあいを求めて、休養・健康づくり等のため国民保養温泉地に宿泊利用した人員数</p>
評価に用いた資料等	5-1-①:新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果 5-5-⑥:平成19年度温泉利用状況(平成20年3月)



指標に影響を及ぼす外部要因	<p>5-2-①:国立公園は、土地所有者に關係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の關係機関や地元關係自治体との調整が必要であり、これらの關係者の意 思が影響する場合がある。</p> <p>5-3-①～③:野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3-⑤:利害關係者の理解や關係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5-⑥:国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p>
---------------	--